

定員超過等に係る減額措置

1 岡山県の現行制度の概要

- ・ 3ヶ年間の1年生の定員充足率が110%を超えている場合、又は3カ年間の1年生の定員充足率が110%以下であっても、当該年度の1年生の定員充足率が120%を超えている場合、110%を超えた生徒数に授業料県平均年額の1/2を乗じて得た額を、当該校の経常費補助金から減額している。

2 国の措置の概要

国においては、私立大学等への経常費補助について、在籍学生数の収容定員に対する割合や、当該年度の学部ごとの入学定員の収容定員に対する割合が、一定の基準を超える場合、補助金の不交付措置を講じており、その基準を年々厳しくしてきている。

在籍学生数の収容定員に対する割合については、平成16年度は1.64倍以上の場合不交付としていたが、平成17年度は1.62倍以上、平成18年度は1.60倍以上の場合不交付としている。

当該年度入学者数の当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に対する割合については、平成16年度では入学定員の1.46倍以上の場合不交付としていたが、平成17年度では1.45倍以上、さらに平成18年度では1.44倍以上の場合不交付としている。

在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の大学に対して、原則的に補助金を交付しない。

3 他県の措置の概要(例)

(1)山形県

収容定員を超えて生徒を在籍させている学校について、補助金額に()内の補正係数を乗じて減額する。

105%以下(98%)、105%超～110%(94%)、110%超～115%(92%)、115%超～125%(90%)、125%超～130%(85%)、130%超～135%(80%)、135%超～140%(75%)、140%超～145%(70%)、145%超～150%(60%)、150%超～160%(50%)、160%超(不交付)

在籍生徒数が収容定員に満たない学校について、補助金額に()の補正係数を乗じて減額する。

75%未満～70%(98.3%)、70%未満～60%(97.5%)、60%未満～50%(96.2%)、50%未満(95%)

(2)北海道

- ・ 入学定員の10%を超過の学校については、「標準経費/標準経費補助額×超過人数×328,957円」を減額する。

- ・ ただし、連続して20%超過の場合は、補正係数(2年連続...1.1、3年連続...1.2)を乗じる。

(3)長崎県

- ・ 収容定員の130%を超える場合或いは70%未満の場合は交付しない。